

# 茨木市景観ガイドブック (歴史的景観形成地区編)



平成 24 年 7 月

# 目 次

1 景観ガイドブックの位置づけ	1-1
2 歴史的景観形成地区	2-1
2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方	2-1
2.2 歴史的景観形成地区の位置・景観形成の目標	2-2
3 歴史的景観形成地区の景観形成基準	3-1
3.1 建築物	3-1
3.1.1 建築物の届出対象行為	3-1
3.1.2 建築物の景観形成基準	3-1
3.1.3 建築物の景観形成基準の解説	3-2
3.2 工作物	3-10
3.2.1 工作物の届出対象行為	3-10
3.2.2 工作物の景観形成基準	3-10
3.2.3 工作物の景観形成基準の解説	3-11
3.3 開発行為	3-15
3.3.1 開発行為の届出対象行為	3-15
3.3.2 開発行為の景観形成基準	3-15
3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説	3-16
3.4 土地の形質の変更	3-17
3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為	3-17
3.4.2 開発行為等の景観形成基準	3-17
3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説	3-18
3.5 物件の堆積	3-19
3.5.1 物件の堆積の届出対象行為	3-19
3.5.2 物件の堆積の景観形成基準	3-19
3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説	3-20
4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)	4-1
4.1 茨木市での色彩の考え方	4-1
4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本	4-1
4.3 周辺の景観と調和させるための方法	4-2
4.4 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準	4-3

## 1 景観ガイドブックの位置づけ

### ☆ 「茨木市景観計画」の解説書として作成しました。

景観ガイドブックは、「茨木市景観計画」に定められた景観形成基準をわかりやすく解説したものです。

### ☆ めざすべき景観づくりのイメージを共有するため、基準に示す内容を写真やイラストを用いて紹介しています。

景観形成基準は、茨木市がめざす景観を実現するために必要なルールをまとめたものです。ルールには具体的な数値基準と、景観への配慮の考え方や周辺との調和など、具体的な数値基準が示されていない定性的な基準があります。

本ガイドブックでは、行為に取り組む人々が同じイメージを共有できるように、定性的な基準の解釈の方法を中心に、写真やイラストを用いて具体的に紹介しています。

### ☆ 「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

景観形成基準は、デザインを画一的に規定するものではなく、一定のルールの中で、全体として調和のとれた景観を形成することを目的としています。

区域や地区の特性に応じた「理想とする景観像」の実現のために「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

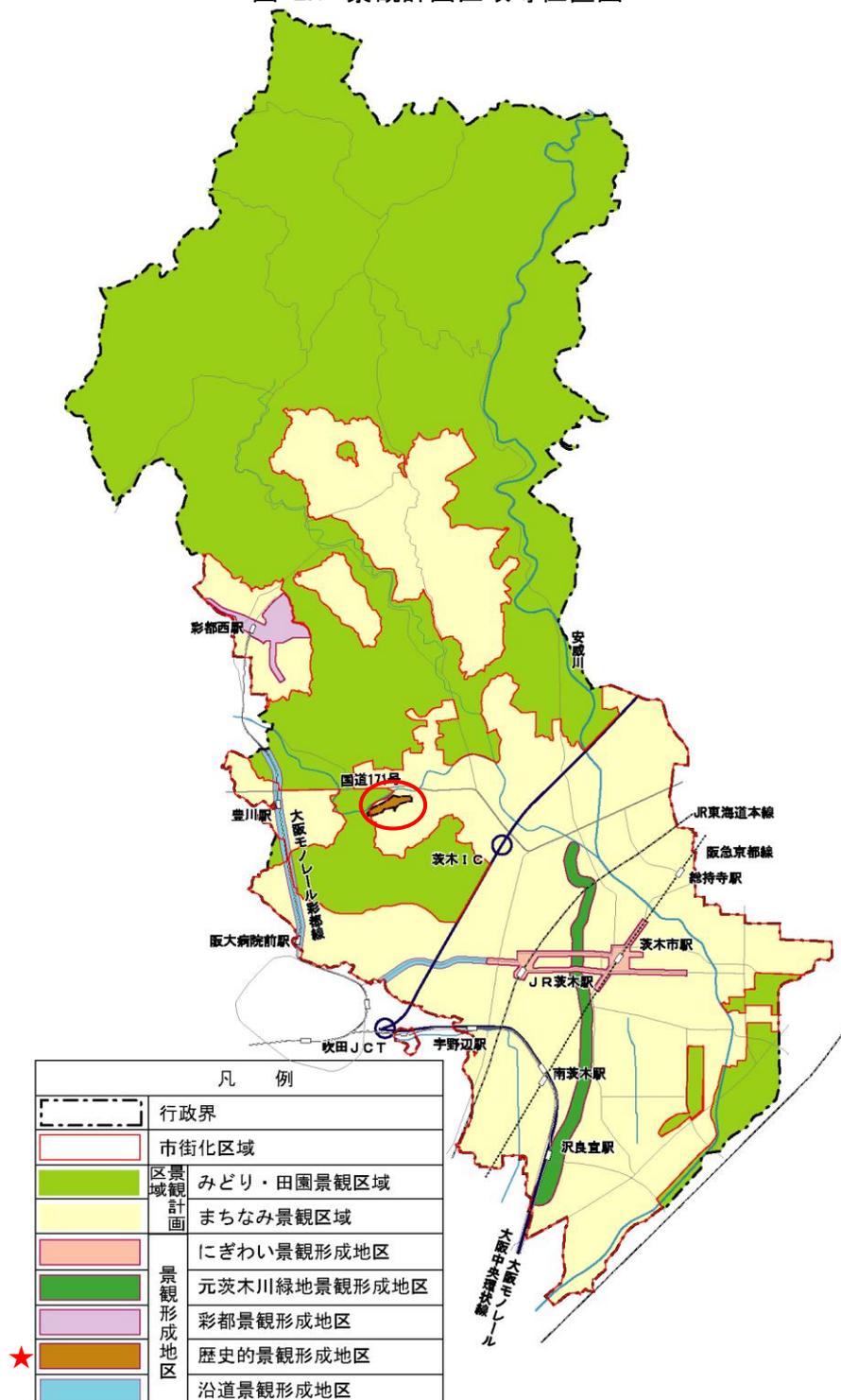
## 2 歴史的景観形成地区

### 2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方

茨木市では、市全域を景観計画区域とし、そのうち市街化を抑制する市街化調整区域を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分します。

また、景観計画区域内で、茨木市として特に景観形成を進めていきたい地区を「景観形成地区」と定めます。

図 2.1 景観計画区域等位置図

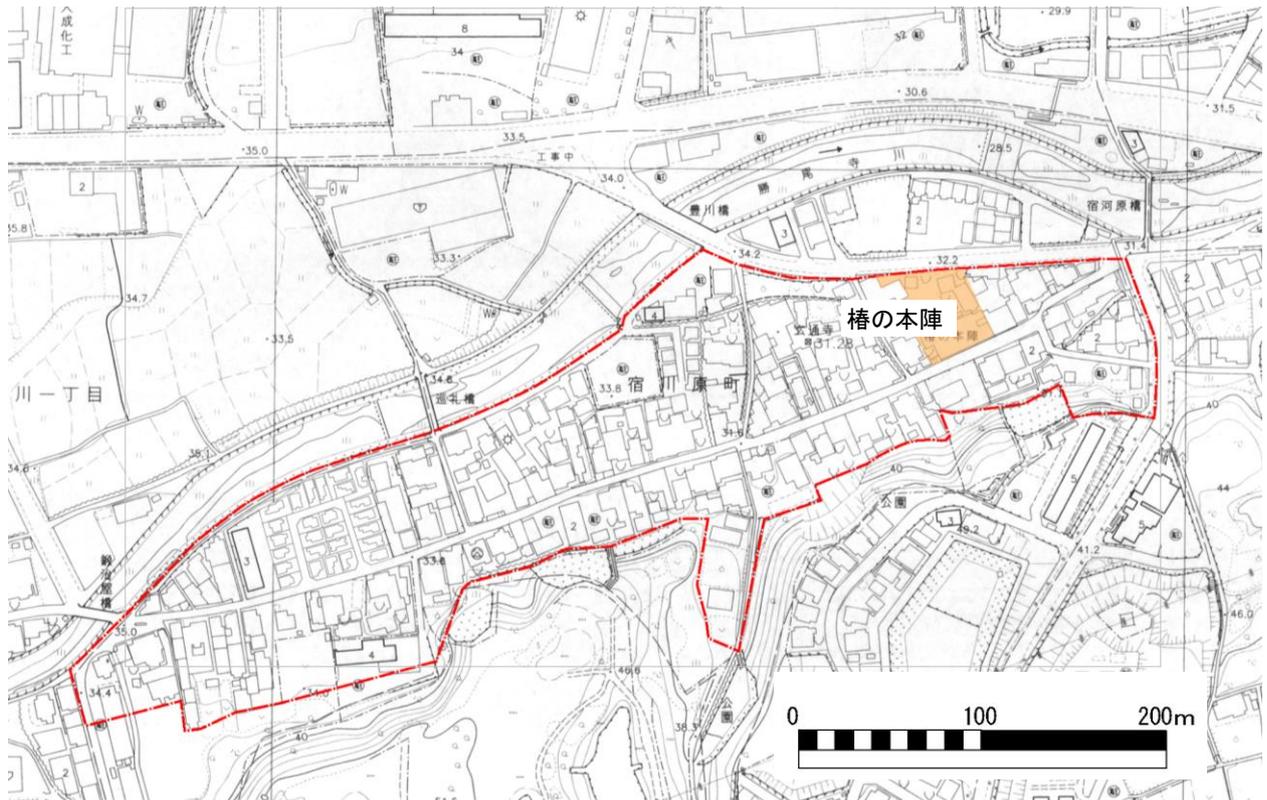


## 2.2 歴史的景観形成地区の位置・景観形成の目標

本ガイドブックは、「歴史的景観形成地区」の景観形成基準について解説するものです。地区の区域は下図のとおりで、国道 171 号及び勝尾寺川の南側に位置する宿川原地内とします。

**目標：『椿の本陣などの歴史的な趣を活かした市街地景観の形成をめざす』**

図 2.2 歴史的景観形成地区位置図



— — — 歴史的景観形成地区



## 3 歴史的景観形成地区の景観形成基準

### 3.1 建築物

#### 3.1.1 建築物の届出対象行為

建築物を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

#### 3.1.2 建築物の景観形成基準

「歴史的景観形成地区」での建築物の景観形成基準は以下のとおりです。

表3.1 建築物の景観形成基準

事項		景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2階建てを基本とし、良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>■ 西国街道沿いは、建築物の壁面を道路の境界線にできる限り合わせ、良好な周辺の景観と調和した配置とする。</li> </ul>	3-2
2)形態・意匠	(1)建築物本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 西国街道沿いは、道路に向かって勾配屋根（平入りの切妻屋根）としたり、開口部に縦格子を取り入れたりする等、樁の本陣の形態、意匠を反映させる。</li> <li>■ 西国街道沿いは、2階の壁面を1階より後退させ、軒庇の高さをそろえる等、まちなみの連続性に配慮する。</li> </ul>	3-3
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 西国街道沿い以外では、歴史的なまちなみ景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>■ 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。</li> </ul>	3-4
	(2)付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部に設ける建築設備※は、通りから見えにくい位置に配置するか、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> <li>■ 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。</li> </ul>	
3)色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ベースカラーは樁の本陣のような落ち着きのある色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）</li> <li>■ アクセントカラーは原則使用しない。</li> </ul>	3-5
4)素材		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>■ 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>	3-6
5)光源等		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>	3-7
6)外構・緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 塀等の内側に植栽を設ける場合は、できる限り樁等の常緑樹を使用する。塀の外に植栽を設ける場合や塀がなく植栽を設ける場合は、低木やフラワーポット等を使用し、建築物が見えるよう配慮する。</li> <li>■ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>	3-8

※ 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物。

※ 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

### 3.1.3 建築物の景観形成基準の解説

#### 1) 配置、規模、高さ

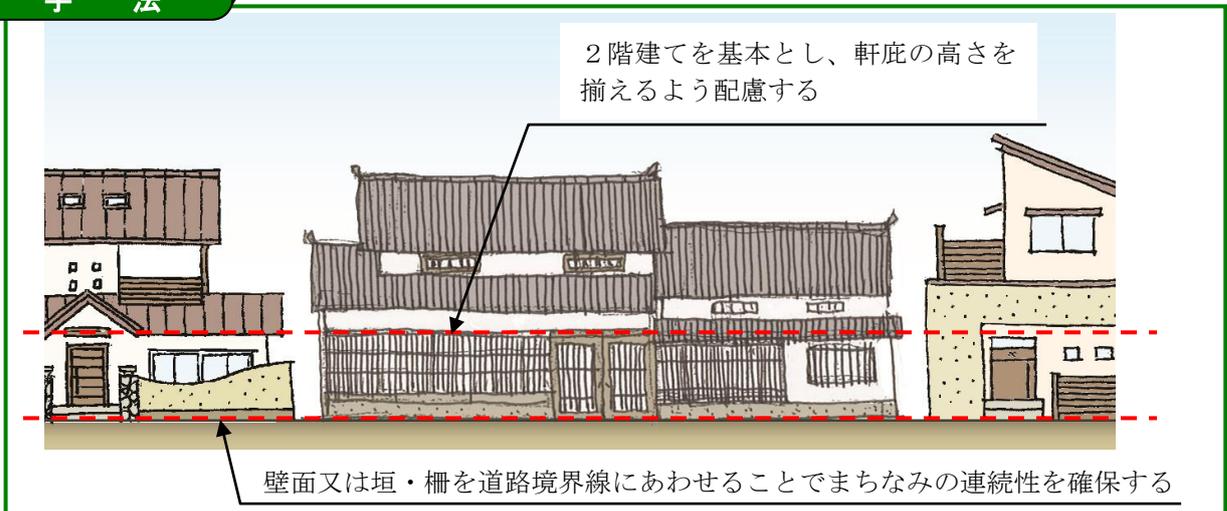
##### ◆景観形成の考え方

- 椿の本陣と一体感のある歴史的な景観となるよう、建築物の配置、規模、高さを誘導します。

##### 景観形成基準

- 2階建てを基本とし、良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。
- 西国街道沿いは、建築物の壁面を道路の境界線にできる限り合わせ、良好な周辺の景観と調和した配置とする。

##### 手 法



##### 事 例



2階建てで軒庇を揃えることで歴史的な趣のあるまちなみとなっています。



道路境界線に壁面や垣・柵を揃えることで、まちなみが連続してみえます。

## 2) 形態、意匠

## ◆景観形成の考え方

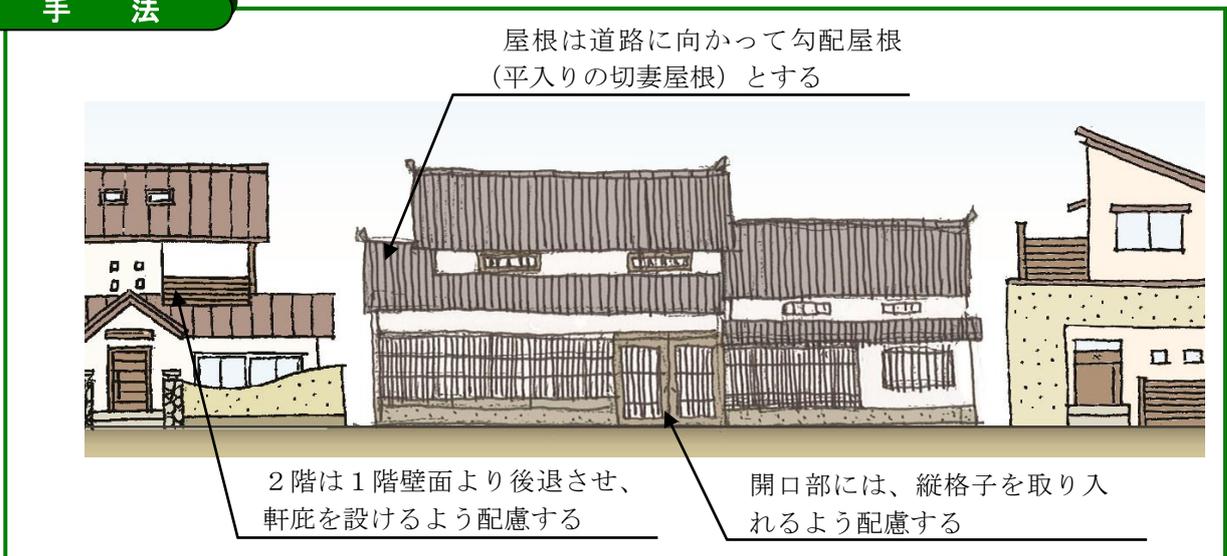
- 道路に向かって平入りの切妻屋根、開口部の縦格子の意匠を伝承することで、街道としてのまちなみの連続性を確保し、周辺と調和した景観を誘導します。

## (1) 建築物本体の形態、意匠

## 景観形成基準

- 西国街道沿いは、道路に向かって勾配屋根（平入りの切妻屋根）としたり、開口部に縦格子を取り入れたりする等、櫓の本陣の形態、意匠を反映させる。
- 西国街道沿いは、2階の壁面を1階より後退させ、軒庇の高さをそろえる等、まちなみの連続性に配慮する良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。

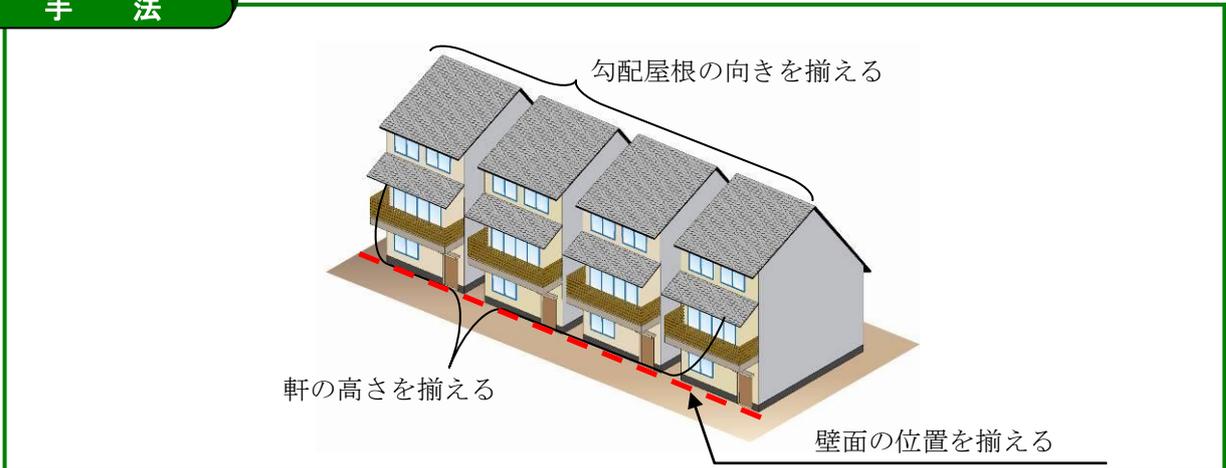
## 手 法



景観形成基準

- 西国街道沿い以外では、歴史的なまちなみ景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。

手 法

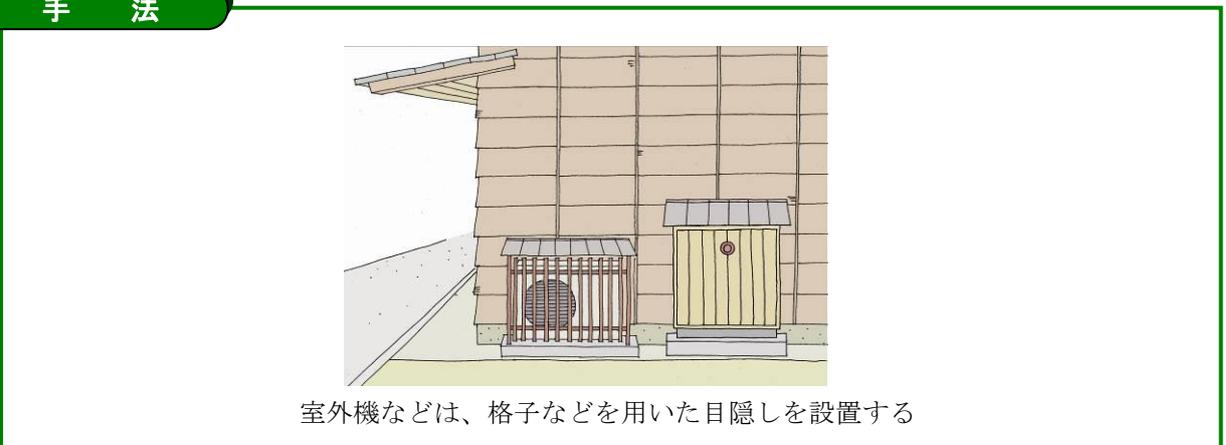


(2) 付帯施設の形態、意匠

景観形成基準

- 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。
- 外部に設ける建築設備は、通りから見えにくい位置に配置するか、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
- 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。

手 法



## 3) 色彩

## ◆景観形成の考え方

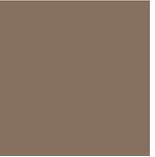
- 樁の本陣のような落ち着いたある色彩とし、周辺の景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

## 景観形成基準

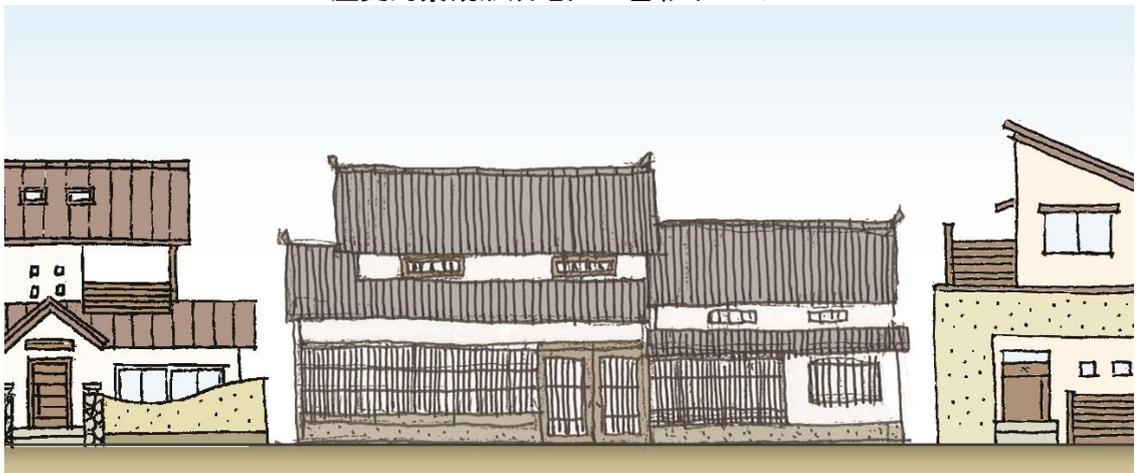
- ベースカラーは樁の本陣のような落ち着いたある色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）
- アクセントカラーは原則使用しない。

## 手 法

表3.2 歴史的景観形成地区のベースカラーイメージ(例)

壁 面				
				
5R8/1	5R6/2	10R8/2	5YR6/3	5YR4/2
				
10YR4/3	10YR5/2	5Y8/2	5Y4/1	10Y7/1

歴史的景観形成地区の色彩イメージ



周辺の建築物と色彩や色調を揃えることにより歴史的なまちなみとしての調和を生み出します。

## 4) 素材

## ◆景観形成の考え方

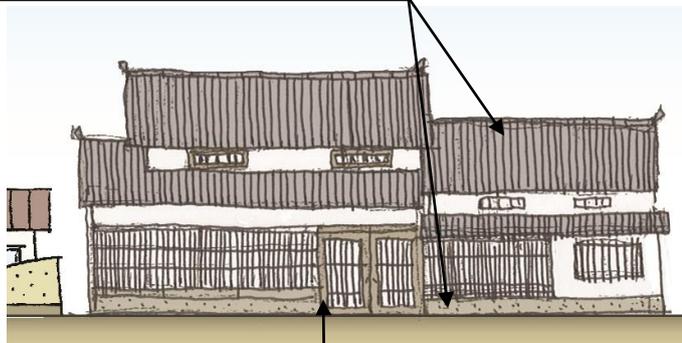
- 外壁や塀などの外構部は檜の本陣のような自然素材を使用し、落ち着きがあるまちなみを誘導します。

## 景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。

## 手 法

瓦屋根や石材など耐久性、耐候性  
が高い素材を使用する



時間経過により風合いが増す  
木材の外壁を使用する

## 事 例



瓦屋根や焼き杉板などの木材を使用した外壁により歴史的な景観が守られています。

## 5) 光源等

## ◆景観形成の考え方

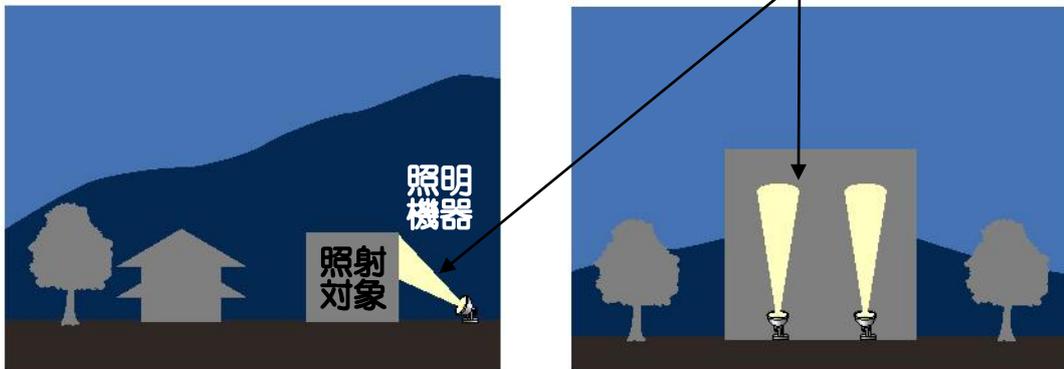
- 歴史的なまちなみにふさわしくなるように、落ち着いた美しい夜間景観を誘導します。

## 景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

## 手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

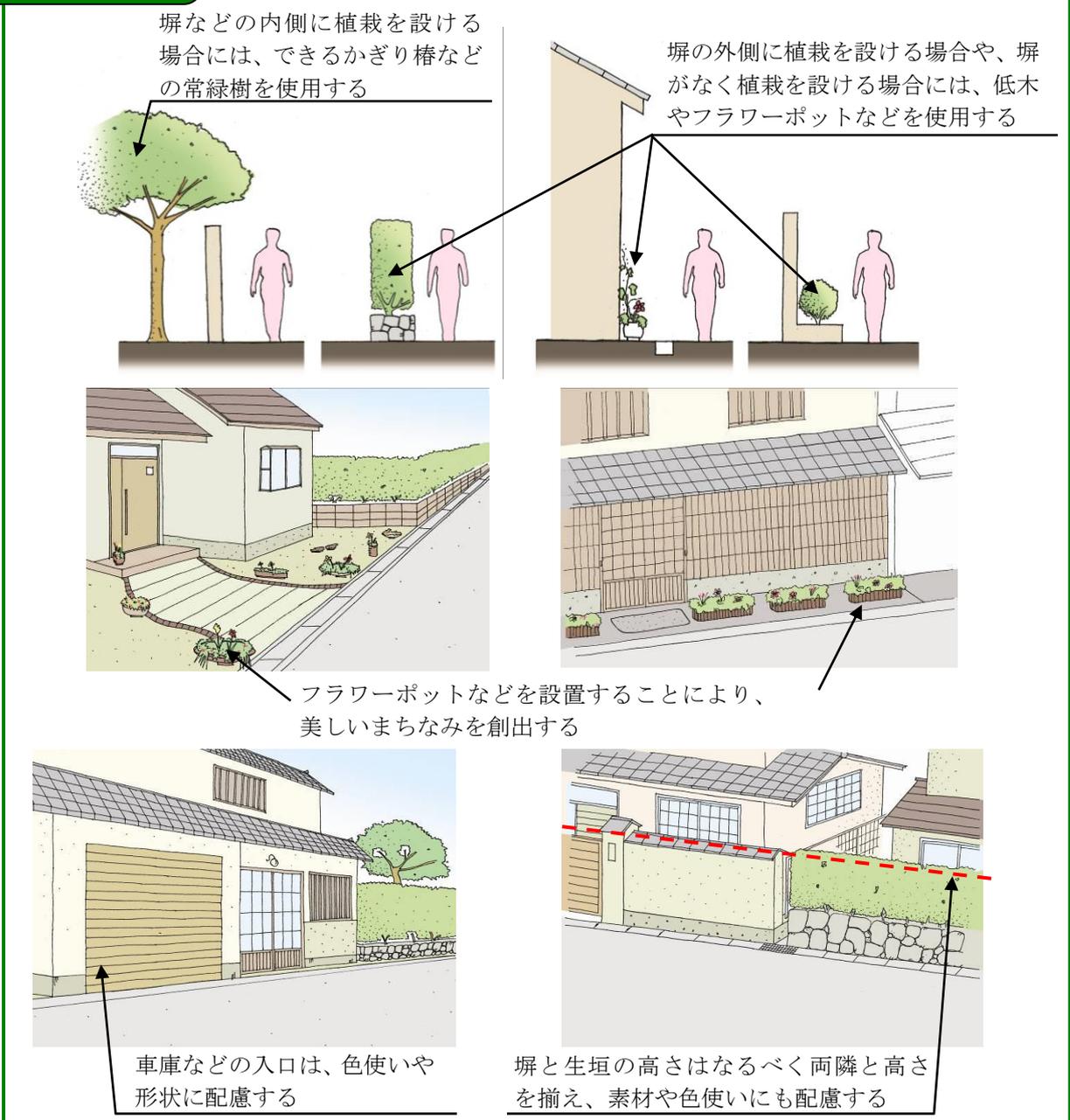
◆景観形成の考え方

- 「椿」をはじめとした植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、緑が映えるうるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 塀等の内側に植栽を設ける場合は、できる限り椿等の常緑樹を使用する。塀の外に植栽を設ける場合や塀がなく植栽を設ける場合は、低木やフラワーポット等を使用し、建築物が見えるよう配慮する。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。

手 法



事 例



松などの常緑樹を用いることで、一年中潤いのある緑の空間が創出されています。



低木を使用することで建築物の壁面や格子状の開口部などが見え、まちなみに連続性が感じられます。



シャッターを縦格子のイメージにあわせることで、まちなみに連続性が感じられます。



塀と生垣の高さをそろえることでまちなみに連続性が感じられます。

## 3.2 工作物

### 3.2.1 工作物の届出対象行為

建築基準法施行令第138条に規定する工作物（広告塔は除く）を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

### 3.2.2 工作物の景観形成基準

「歴史的景観形成地区」での工作物の景観形成基準は以下のとおりです。

表3.3 工作物の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>■道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> </ul>	3-11
2)形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歴史的なまちなみ景観と調和し、まちなみの連続性に配慮した形態、意匠とする。</li> <li>■屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。</li> </ul>	3-12
3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ベースカラーは樁の本陣のような落ち着きのある色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）</li> <li>■アクセントカラーは原則使用しない。</li> </ul>	3-13
4)素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>	3-13
5)光源等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>	3-14
6)外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行為地は、できる限り樁等の常緑樹を使用し緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>	3-14

### 3.2.3 工作物の景観形成基準の解説

#### 1) 配置、規模、高さ

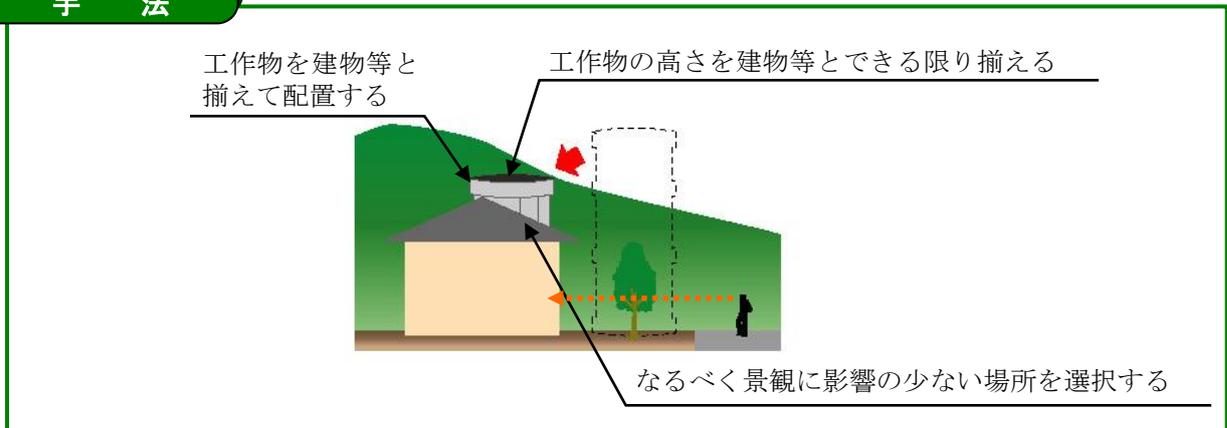
##### ◆景観形成の考え方

- 樁の本陣や旧街道の歴史が感じられる地区にふさわしくなるように、工作物の配置、規模、高さを工夫することによって、周辺の建築物と調和した景観を誘導します。

#### 景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

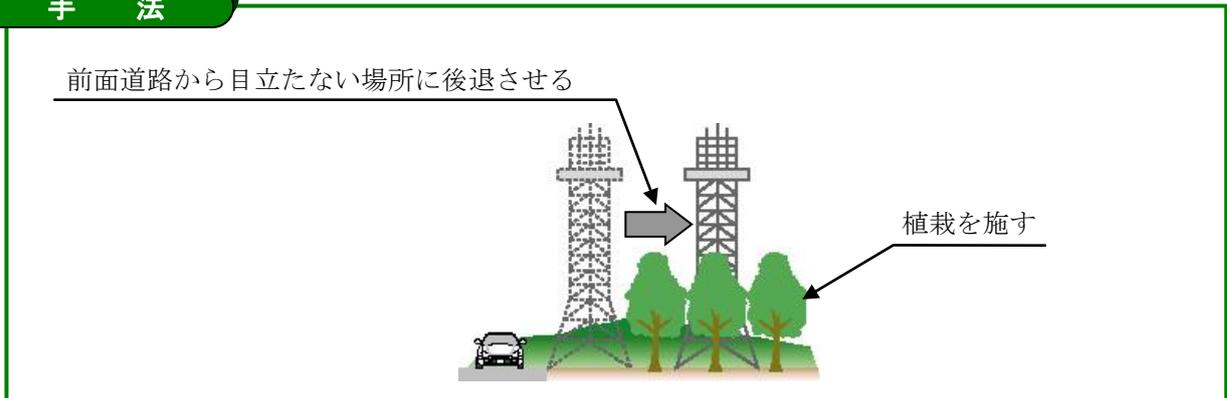
#### 手 法



#### 景観形成基準

- 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

#### 手 法



## 2) 形態、意匠

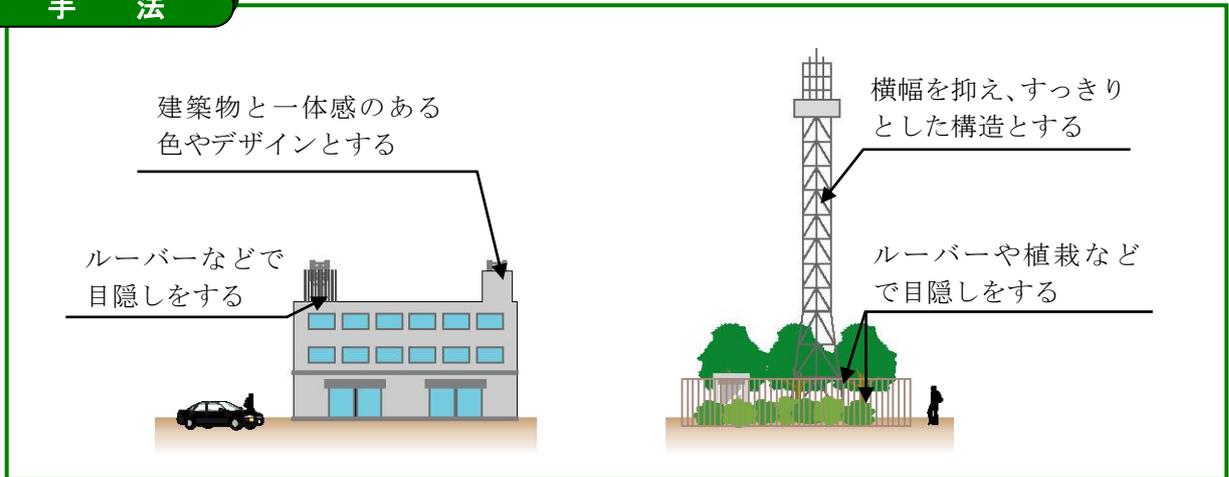
## ◆景観形成の考え方

- 工作物の形態や意匠に開口部の縦格子の意匠を取り入れることで街道としてのまちなみの連続性を確保します。

## 景観形成基準

- 歴史的なまちなみ景観と調和し、まちなみの連続性に配慮した形態、意匠とする。
- 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

## 手 法



## 3) 色彩

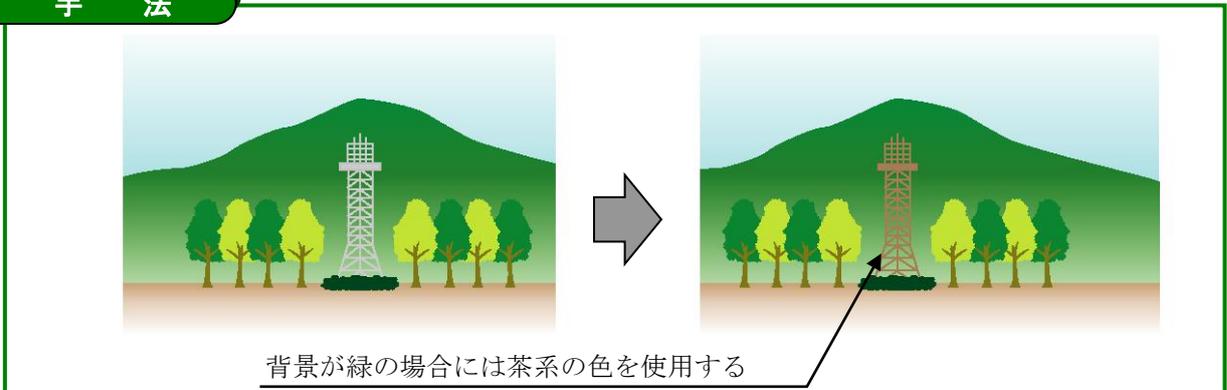
## ◆景観形成の考え方

- 樁の本陣のような落ち着いたある色彩とし、周辺の景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

## 景観形成基準

- ベースカラーは樁の本陣のような落ち着いたある色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）
- アクセントカラーは原則使用しない。

## 手 法



## 4) 素材

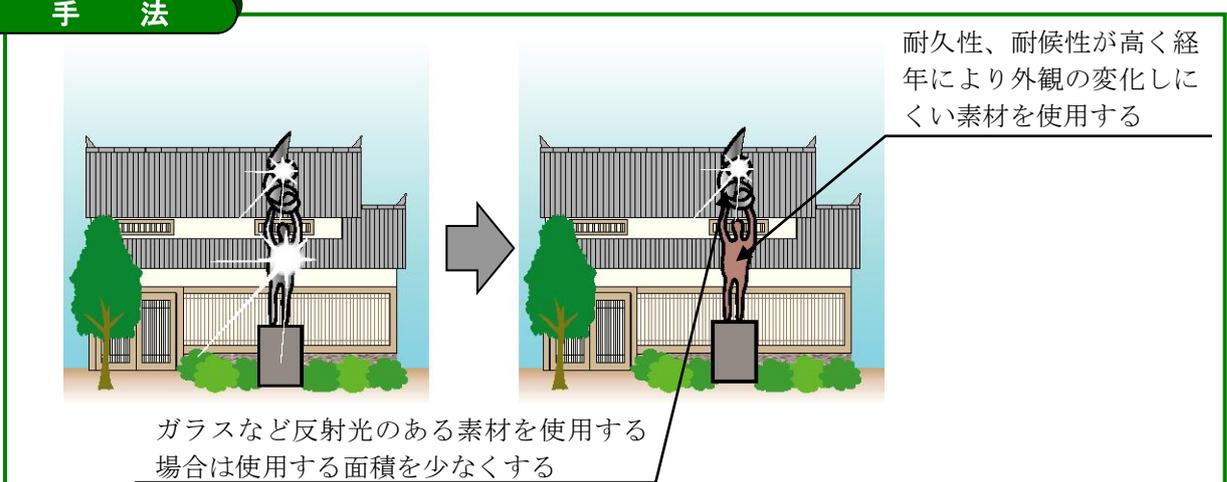
## ◆景観形成の考え方

- 樁の本陣のような自然素材を使用し、落ち着いたあるまちなみを誘導します。

## 景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。

## 手 法



## 5) 光源等

## ◆ 景観形成の考え方

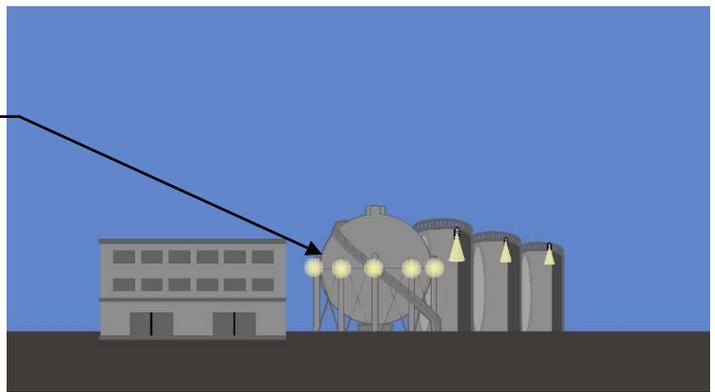
- 歴史的なまちなみにふさわしくなるように、落ち着きがある美しい夜間景観を誘導します。

## 景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

## 手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、  
照明の配置や方向、光量に配慮する



## 6) 外構・緑化

## ◆ 景観形成の考え方

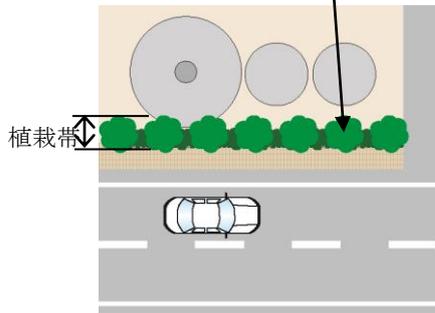
- 「椿」をはじめとした植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、緑が映えるうるおいある景観を誘導します。

## 景観形成基準

- 行為地は、できる限り椿等の常緑樹を使用し緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。

## 手 法

道路に面している敷地外周部はできる  
限り椿等の常緑樹を使用し、緑化する



できる限り生垣を使用する

中高木を植える



### 3.3 開発行為

#### 3.3.1 開発行為の届出対象行為

「歴史的景観形成地区」で都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

#### 3.3.2 開発行為の景観形成基準

「歴史的景観形成地区」での開発行為の景観形成基準は以下のとおりです。

表3.4 開発行為の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。	3-16
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

### 3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説

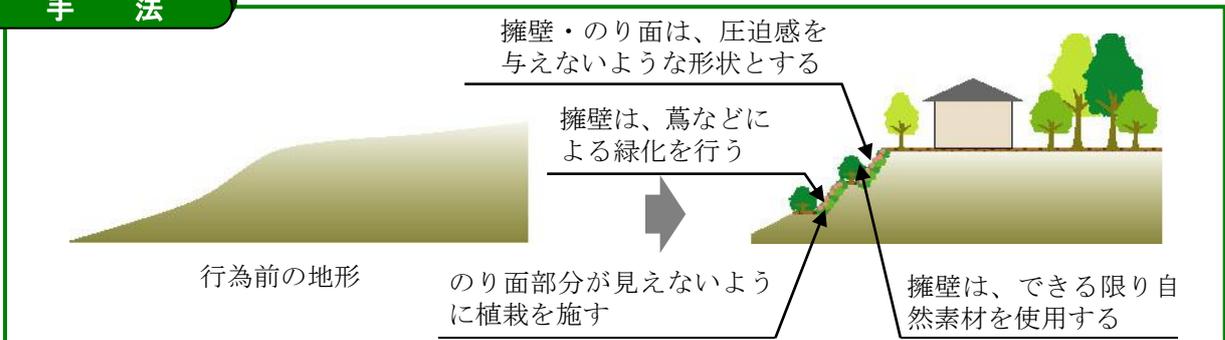
#### ◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、歴史的まちなみにふさわしい景観を誘導します。

#### 景観形成基準

- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なりのり面又は擁壁が生じないように配慮する。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とする。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

#### 手 法



#### 事 例



のり面を緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁を葛などで緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁に化粧を施したり、自然素材を使用したりすることで圧迫感を軽減しています。



### 3.4 土地の形質の変更

#### 3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為

「歴史的景観形成地区」で土地の形質の変更を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

#### 3.4.2 開発行為等の景観形成基準

「歴史的景観形成地区」での土地の形質の変更の景観形成基準は以下のとおりです。

表3.5 土地の形質の変更の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	3-16
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。	
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■原則として、行為地周囲の緑化を行う。	3-18

## 3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説

## ◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、歴史的まちなみにふさわしい景観を誘導します。

## 景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。

- P3-16 参照

## 景観形成基準

- 原則として、行為地周囲の緑化を行う。

## 手 法

- もともと植生していたものや、古くから地域に植生している種類など、生態系に合ったものを選定し、植栽する。

### 3.5 物件の堆積

#### 3.5.1 物件の堆積の届出対象行為

「歴史的景観形成地区」で物件の堆積を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

#### 3.5.2 物件の堆積の景観形成基準

「歴史的景観形成地区」での物件の堆積の景観形成基準は以下のとおりです。

表3.6 物件の堆積の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。	3-20
■高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。	
■行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

## 3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説

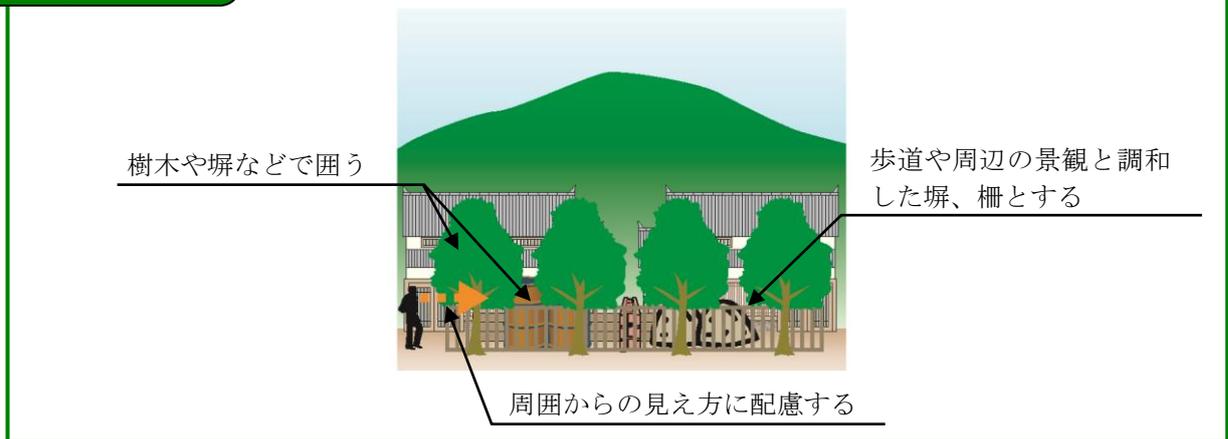
## ◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、茨木市の玄関口にふさわしい景観を誘導します。

## 景観形成基準

- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。
- 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。
- 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

## 手 法



## 4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)

### 4.1 茨木市での色彩の考え方

茨木市では、色彩について以下の2種類に分けて景観形成基準を定めています。

表4.1 ベースカラー・アクセントカラーの定義

	定義	図
ベースカラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラーは、壁など大きな面積を占める色のことです。</li> <li>ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。</li> </ul>	
アクセントカラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセントカラーは、建築物等を特色づけたり、全体を引き締めたりすることを目的に使用する色のことです。</li> <li>アクセントカラーは、ベースカラーの基準以外の色で各立面の 1/20 以下で使用可能ですが、使用の可否は景観区域、景観形成地区ごとに異なります。</li> </ul>	

### 4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

表4.2 色彩の定義

	定義	図
色相	<ul style="list-style-type: none"> <li>R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。</li> </ul>	
明度	<ul style="list-style-type: none"> <li>色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。</li> </ul>	
彩度	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。</li> <li>色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度となります。</li> </ul>	

出典：大阪府色彩ガイドラインより

## 4.3 周辺の景観と調和させるための方法

建物自体に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合のいずれの場合にも『調和』させる方法には、黄色系、赤色系などでそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

表4.3 ①色相をそろえる組み合わせ(例)

色彩の系統	色見本							
R(赤)系								
Y(黄)系								
G(緑)系								

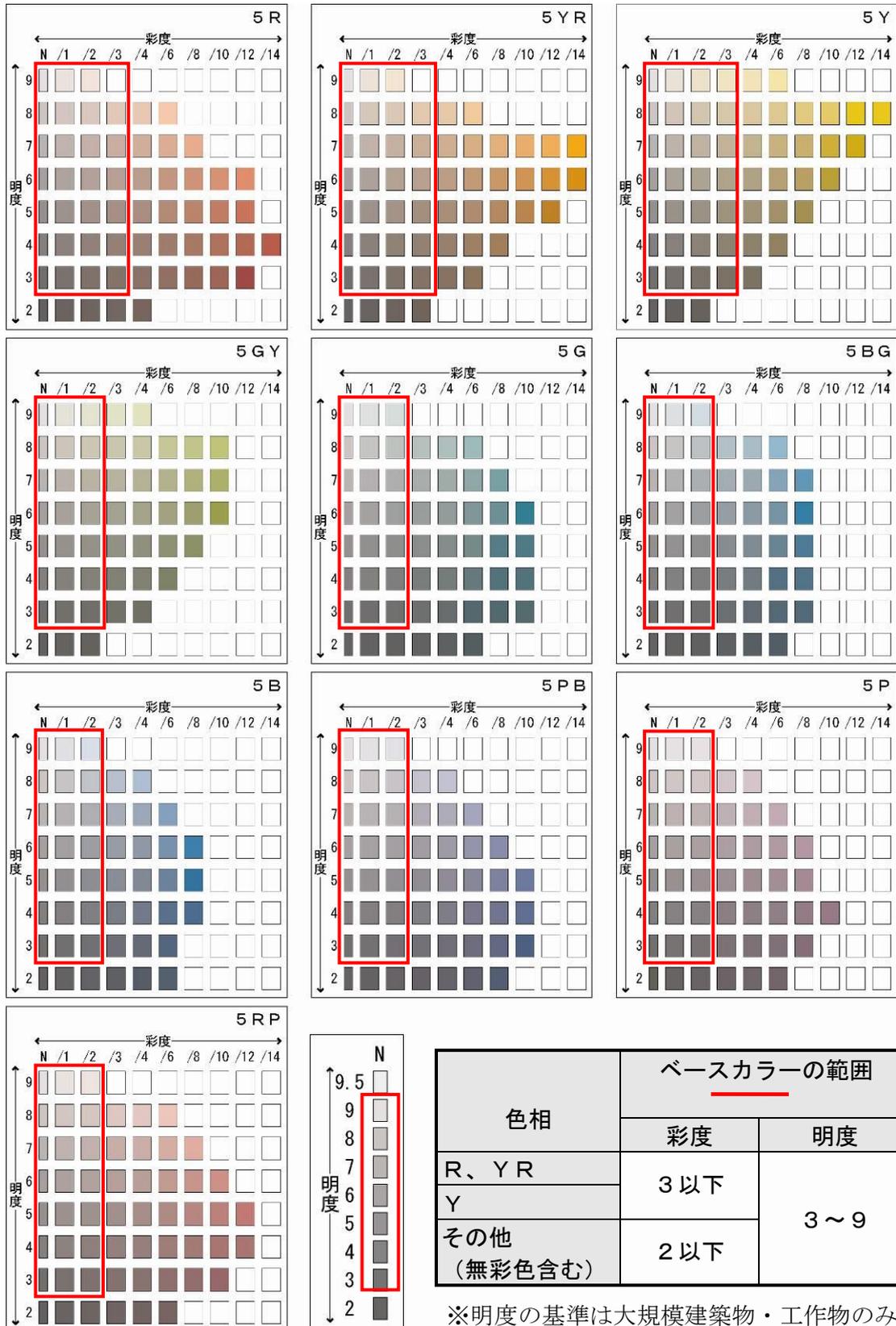
表4.4 ②色調をそろえる組み合わせ(例)

彩度・明度の系統	色見本						
低彩度・高明度							
中彩度・中明度							
低彩度・低明度							

#### 4.4 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

表4.5 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 楕の本陣と調和した落ち着いた落ち着きのある色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- アクセントカラーは原則使用できません。



色相	ベースカラーの範囲	
	彩度	明度
R、YR	3以下	3～9
Y		
その他 (無彩色含む)	2以下	

※明度の基準は大規模建築物・工作物のみ